



国自旅第286号の2
平成31年3月15日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



平成31年度税制改正に伴う対応について

今般、平成30年12月14日に平成31年度税制改正大綱がとりまとめられ、平成31年3月末までに税制改正関連法案が成立すれば、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたノンステップバス及びリフト付きバス並びに当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度における当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーに対する税制特例措置が実施され、さらに、対象に一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するノンステップバス及びリフト付きバスが加えられるところです。

税制特例措置の対象自動車については、平成27年3月18日付け国自旅第343号の2により、取り扱ってきたところですが、下記のとおり新規登録時に確認することとしますので、ご承知おきいただくとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行に限る）、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が当該事業に導入する自動車が免税対象車である旨を自動車製造者又は自動車を改造する者等が証明する必要があるため、別添の証明書（様式）を適切に使用するよう、傘下会員への周知方ご協力をお願いします。

記

1. 対象車両

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）に規定する自動車のうち以下のものであって、平成31年4月1日以降に新車の新規登録が行われるもの

(1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する自動車（道路運送法21条の許可事業を除く。）

① ノンステップバス

② リフト付きバス

(2) 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車

① ノンステップバス

② リフト付きバス

(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車

① 国の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー

2. 特例期間（平成31年3月末までに税制関連法案が成立した場合）

・ 自動車重量税：平成30年5月1日～平成33年3月31日

・ 自動車取得税：平成31年4月1日～平成31年9月30日

※初回（新車の新規登録）のみ適用

※自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。

3. 税制特例措置に必要な書類

税制特例措置を受けるために、平成31年4月1日以降の新車の新規登録前に各運輸支局輸送部門に以下の(1)～(5)のいずれかの書類を提出すること。また、乗合バス車両及び貸切バス車両のノンステップバス及びリフト付きバスについては、車両の適合性を確認する以下の(6)の書面が提出される。

(1) 乗合バス車両のノンステップバス：別紙「証明書①」参照

(2) 乗合バス車両のリフト付きバス：別紙「証明書②」参照

(3) 貸切バス車両のノンステップバス：別紙「証明書③」参照

(4) 貸切バス車両のリフト付きバス：別紙「証明書④」参照

(5) 認定ユニバーサルデザインタクシー：別紙「証明書⑤」参照

(6) 車内の写真又は外観図及び床形状図等

4. 税制特例措置の対象車両の確認方法

3. に掲げる書類が提示・提出された自動車に対して、各運輸支局輸送部門が車両適合性の確認を行い対象車両であると判断する場合において、事業用自動車等連絡書にノンステップバス及びリフト付きバスについては、「事業等の種別」欄が「乗合（路線定期）」又は「貸切」の場合、「備考」欄に「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、認定ユニバーサルデザインタクシーについては、「事業等の種別」欄が「タクシー」又は「ハイヤー」の場合、「備考」欄に「ユニバーサルデザインタクシー」と記載される。

その後、運輸支局等の登録窓口においては、事業用自動車等連絡書の「事業等の種別」及び「備考欄」で対象車両であることを確認する。対象車両と確認できた場合には、自動車登録検査業務電子情報処理システムに、所定のコードを入力することにより、自動車検査証の備考欄に「ノンステップバス」、「リフト付きバス」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載される。当該記載のある自動車が税制優遇措置の対象となる。